

高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる
農業者の救済措置を求める意見書について

高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる農業者の救済措置を
求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和5年12月15日提出

議会運営委員長 大 西 陽

高温障害による農作物被害など厳しい情勢に見舞われる
農業者の救済措置を求める意見書

近年、世界的な人口増加と食料輸出国での情勢悪化等に伴い、各国では農作物の輸出規制や買いだめといった食料安全保障の強化に向けた動きが加速しています。また、世界では気象変動に伴う大雨・洪水、干ばつといった自然災害が頻発し、食料生産にも影響を及ぼしていることから、世界の食料需給は、一層、逼迫傾向となっています。

こうした中で、本年、日本は観測史上最も暑いとされる記録的な猛暑に見舞われ、農業においては高温による農作物の生育障害が発生するなど、収量・品質低下を招いています。

北海道においても多くの作物で高温障害が発生し、上川管内においては、米をはじめ、大豆やてん菜、野菜（パレイショ、タマネギ、ブロッコリー、スイートコーン、カボチャ）などの収量・品質が低下しています。また、生乳については乳牛の夏バテの影響で生産量（2023年度：全国）が減少すると見通されています。

現在、北海道の生産者は昨年からのコスト高に加え、コロナ禍以降の農産物の不安定な需給環境等により危機的状況におかれ、こうした中での、さらなる収入減少は大きな不安材料となっています。

よって、国においては、高温障害による農作物被害など、さらなる負担増加によって生産者の営農継続が危ぶまれている状況を踏まえ下記事項について強く要望します。

記

1. 物価高騰で生産コストが高止まりしている中、今夏の猛暑の影響で米や畑作物、野菜など多くの作物で高温障害が生じ、農業者の収入が減少していることから、次年度以降も営農継続が図られるよう、利子補給などによる無利子・無担保の資金融通、無利子資金への借り換えなどの金融対策を講じること。
2. 食料安全保障の観点から、地球温暖化や気象変動に順応できる品種（高温耐性等）の開発並びに、自然災害による農作物被害の防止に向け努力している生産者への支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月15日

士 別 市 議 会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和5年12月15日提出

議会運営委員長 大西 陽

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つです。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言えます。

ところで、冤罪被害者を救済するための制度としては再審があります。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられています。このように、いわば再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれています。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要です。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっています。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要ですが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はありません。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠です。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立を行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられています。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられています。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立を認めるべきではありません。

よって、国においては、下記事項について刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう強く要望します。

記

1. 再審請求手続において捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
2. 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月15日

士別市議会

（提出先）内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長